

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

(愛知県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
愛知県、 名古屋市、 一宮市、 岡崎市、 豊田市、 豊橋市、 春日井市	住宅(長屋、延べ面積の1/2以上が住宅である兼用住宅を含む) ・又は共同住宅の用途に供する建築物で地階を除く階数が2以上、かつ、床面積の合計が50㎡超のもの 法別表第1(イ)欄の(1)～(4)項の用途(共同住宅を除く)に ・供する建築物で、階数3以上かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が1000㎡超のもの	・型式適合認定を受けた部分を有する住宅又は共同住宅 ・建設住宅性能評価の申請をした建築物	名古屋市は H18.7.1～H21.3.31 名古屋市以外は H18.4.1～H21.3.31

(岐阜県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
岐阜県、 岐阜市、 大垣市、 各務原市	下記のいずれかに該当する建築物 ・法別表第1(イ)欄の(1)～(4)項の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡超、かつ、地階を除く階数が3以上のもの ・共同住宅の用途に供する部分を含み、かつ、地階を除く階数が3以上のもの [大垣市は下記も対象] ・主要構造部を木造とした、地階を除く階数が3以上の一戸建て住宅(延べ面積の1/2以上が住宅である兼用住宅を含む)	・型式適合認定を受けた部分を有する建築物 工業化住宅性能認定事業 ・による工業化住宅	岐阜県は H12.9.1～H21.8.31 岐阜市は H18.8.1～H21.7.31 大垣市は H15.9.1～H21.8.31 各務原市は H15.6.1～H21.5.31

(三重県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
三重県、 津市、 松阪市	・法別表第1(イ)欄の(1)～(4)項の用途に供する建築物で、同表(ロ)欄又は(ハ)欄に該当するもの	・住宅金融公庫の現場検査のある建築物(フラット35含まず)	H18.4.1～H21.3.31
四日市市、 鈴鹿市、 桑名市	中間検査なし	—	—

(静岡県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
静岡県、 静岡市、 沼津市、 富士市、 富士宮市、 焼津市、 浜松市	・一戸建ての住宅(専用住宅) 地階を除く階数が3以上で、かつ、延べ面積が1000㎡超の建築物 ・浜松市以外：倉庫、工場及び自動車庫の用途に供するものは除く ・浜松市：住宅の用に供するもののみ	・型式製造者認証を受けた者による建築物 ・公庫(個人住宅)の現場検査のある建築物(フラット35含む) ・建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物 ・住宅性能保証制度に係る現場検査を受ける建築物	H18.4.1～H23.3.31

※すべて棟新築の建築物に限ります。(松阪市のみ改築含む)

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。